

◎政治資金規正法等の一部を改正する法律案新旧対照表

一 政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）（抄）〔第一条による改正〕

(傍線部分は改正部分)

記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理条例委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一　すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イシハ

イヘル
〔同上〕

ト
一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業、当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が第二十二条の五第一項

本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

2
4
〔略〕

二
三
〔略〕

チ
ヌ
〔略〕

(会計帳簿等の保存)

(会計帳簿等の保存)

2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項（第二十二条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)
第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)
第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外

ト
一の政治資金。パーイーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金。パーイーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ・ヌ
〔同上〕

(会計帳簿等の保存)

2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)
第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外

の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章（第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。）の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

254

〔略〕

（国会議員関係政治団体の代表者の異動の制限）

第十九条の八の二　国会議員関係政治団体に係る衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたとき（衆議院議員又は参議院議員が当該公職の選挙に係る候補者となろうとする者でなくなつたときを含む。）又は死亡したときは、当該公職の候補者の配偶者又は三親等内の親族は、当該国会議員関係政治団体の代表者となることができない。

（国会議員関係政治団体の寄附の制限）

第十九条の八の三　国会議員関係政治団体は、次に掲げる者に対しても、寄附をすることができない。国会議員関係政治団体でなくなつた後十年を経過していない政治団体が、第一号若しくは第二号に掲げる者又は当該国会議員関係政治団体に係る衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者であつた者に対する寄附についても、同様とする。

一　当該国会議員関係政治団体に係る衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者の配偶者及び三親等内の親族

二　前号に掲げる者であつて衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者であるものに係る国会議員関係政治団体

三　当該国会議員関係政治団体に係る衆議院議員又は参議院議員であつて当該公職の選挙に係る候補者となろうとする者でなくなつたもの

〔新設〕

254

〔同上〕

の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章（第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。）の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項、第二十二条の三第一項及び第二項並びに第二十二条の六の三において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項、第二十一条の三第一項及び第二項並びに第二十二条の六の三において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

第二十二条の三 国と契約金額が一億円以上の契約の当事者である会社その他の法人は、当該契約の成立した日から当該契約の終了の日後一年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3| 2
国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条规定による特定交付金を含む。）を除く。第五項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第五項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一

3
4| 国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

前三項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二项において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

第二十二条の三（寄附の質的制限）

(1) 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2

3] 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第

二号若しくは第三号口の規定に該当する政治団体に対する政治活動に関する寄附については、適用しない。

二号若しくは第三号口の規定に該当する政治団体活動に関する寄附については、適用しない。

体に対する政

第一項から第三項までの規定は、次の各号に掲げる会社その他
の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係
る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者
を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してもす
る政治活動に関する寄附について準用する。

地方公共団体と契約金額が一億円以上の契約の当事者である

二 会社その他の法人
地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付

地方公共団体が支給する賃料金和補助金その他の経費の交付を受けた会社その他の法人

三 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の全部又は一部の出資又は拠出を計り、其上二つ並の云、

の全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける者であることを知り

ながら、その者に対し、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

何人も、第一項から第三項まで（これらの規定を第五項において

て準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附である」と
なり、(二)、(三)、(四)は違法。

を知りながら
これを受けてはならぬ

(会社等の政治団体に対する寄附の指示の制限)

その役職員又は構成員に対し、雇用その他の關係を不当に利用し
二十一條の六の三 会社 労働組合 職員団体 その他の団体は

て、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことを

約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政
治団体に対する政治活動に関する寄附をさせてしまう。」

政治活動に關する審議をさせたはだらかレ

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

・ 3 十二条のハ [略]

第二十二条の三から第二十二条の五まで、第二十二条の六第一項及び第三項並びに前二条の規定は、政治資金パーティーの対価

（政治資金パーティーの対価の支払に関する制限）

4 第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、

の支払について準用する。この場合において、第二十二条の三から第二十二条の五まで、第二十二条の六第一項及び第三項並びに第二十二条の六の三の規定中「政治活動に関する寄附」とあり、「寄附」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払」と及び「寄附」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払」の前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払」と、該寄附のあつせんとあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」と、「当該対価の支払のあつせん」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払のあつせん」と、「当該対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5 [略]

第二十六条の二次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条の三第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者
- 二 第二十二条の三第六項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
- 三 第二十二条の三第七項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
- 四 第二十二条の六第一項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
- 四の二 第二十二条の六の三の規定に違反して寄附をさせた団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者

- 五 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金バー黛ーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、「当該対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5 [同上]

第二十六条の二次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者
- 二 第二十二条の三第五項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
- 三 第二十二条の三第六項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
- 四 「同上」

- 五 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

〔新設〕

価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五の二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の三
第六項の規定に違反して付箋の支局を十人以上を勤務する、又は

第六項の規定に違反して如何の支拂をすることを審議し 又は
要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当
該請求行為を行ふ者）

六 読違反行為をした者 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の三第七

項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に
違反して付添の支払を受けた者（団体であるては、その役職員

違反して文儀の文指を受けた者（固体に

七 又は構成員として当該違反行為をした者
第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六の三の規定に違反して対価の支払をさせた団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者

第二十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰

一
五
金に處する。略

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の四第一

項の規定に違反して対価の支払をした会社の役職員として当該違反行為をした者

七 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の四第二項の規定は、前項に規定する場合に準用する。

項の規定に違反して奨査の支拂を受けた者（団体においてはその役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

卷之三

〔新設〕

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体につては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

〔新設〕

第二十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰

金匱要略
卷之五
同上

〔新設

〔新設〕

一五
略

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の四第一

項の規定に違反して対価の支払をした会社の役職員として当該違反行為をした者

七 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の四第二項の規定は、前項に規定する場合に準用する。

項の規定に違反して奨査の支拂を受けた者（団体においてはその役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

THE JOURNAL OF CLIMATE

七

（傍線部分は改正部分）

第二条による改正後〔公布後三年施行〕

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ　〔略〕

ロ　寄附（第二十二条の五第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日

ハ　〔略〕

ニ　第二十二条の五第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ　機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パークティーの対価に係る収入については、政治資金パークティーコトニ、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる

第一条による改正後〔公布後一月施行〕

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条〔同上〕

一　〔同上〕

イ　〔同上〕

ロ　寄附（第二十二条の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ　〔同上〕

ニ　第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ　機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パークティーの対価に係る収入については、政治資金パークティーコトニ、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる

事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。)当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

トヨリ [略]

二・三 [略]

2 [略]

(報告書の提出)

第十二条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年十一月三十一日

現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目

一 [同上]

(報告書の提出)
第十二条 [同上]

ハ [略]
口 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

イ [同上]
口 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ [略]
ニ 第二十二条の五第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ハ [同上]
ニ 第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年ににおける対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チヌ [略]
二・三 [略]
2・4 [略]

（会計帳簿等の保存）

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

〔削る〕

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年ににおける対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業、当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

チヌ [同上]
二・三 [同上]
2・4 [同上]

（会計帳簿等の保存）

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項（第二十二条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

（政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例）

2 第十八条の二 [略]
第十八条の二 [同上]
前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第

（政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例）

2 第十八条の二 [同上]
第十八条の二 [同上]
前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第

十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その所有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関する収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるいは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同

十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その所有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関する収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるいは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同

号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは「すべての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とある「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 「略」

(国会議員関係政治団体に係る領収書等を徵し難かつた支出の明細書等の作成)

第十九条の十一 「略」

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条の規定の適用については、同条中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一

号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは「すべての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とある「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 「同上」

(国会議員関係政治団体に係る領収書等を徵し難かつた支出の明細書等の作成)

第十九条の十一 「同上」

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一

項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六条の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六　〔略〕

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国會議員関係政治団体とみなして適用する。

21・22 〔略〕

第五章 寄附等に関する制限

(政治活動に関する寄附等の基本理念)

第二十条の四 政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払は、個人によつて、又は個人の自由な意思により組織され、かつ、運営されている政治団体によつてされるようにしなければならない。

(会社等の寄附等の禁止)

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四条）第二条に規定する労働組合をいう。第三項及び第二十二条の六の二において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和十二年法律第二百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項及び第二十二条の六の二において同じ。）その他の団体は、政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附及び政治資金パーティーの

項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六条第一項の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六　〔同上〕

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国會議員関係政治団体とみなして適用する。

21・22 〔同上〕

〔同上〕

〔新設〕

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四条）第二条に規定する労働組合をいう。第三項、第二十二条の三第一項及び第二二項並びに第二二二条の六の三において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項及び第二二二条の六の三において同じ。）その他の団体は、政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

対価の支払については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

（個人の寄附の総額の制限）

第二十一条の三 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一 政党及び政治資金団体に対する寄附	二千五百万円
二 政党及び政治資金団体以外の者に対する寄附	一千五百万円

（寄附の総額の制限）

第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対する政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一 個人のする寄附	二千五百万円
二 会社のする寄附	二千五百万円

〔削る〕

三 労働組合又は職員団体のする寄附

次の一表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額	五百億円未満	五十億円以上	十億円以上	十億円未満	七百五十万円	一千五百万円	三千五百万円
--	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------

掲げる額	五万人未満	十万人未満	五万人以上	十万人以上	五百五十万円	一千五百万円	三千万円
	七百五十万円	一千五百万円					

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をするなどを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上（市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市については、その区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

〔削る〕

〔削る〕

- 2| 前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、
適用しない。
〔削る〕
- 〔削る〕

い。 第二十二条の二 万円を超えて、政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。
 (一の政治資金パーティーに係る対価の支払の制限)

〔新設〕

四 前二号の団体以外の団 体(政治団体を除く。) のする寄附	次の表の上欄に掲げる団体の前年に おける年間の経費の額の区分に応じ、 それぞれ同表の下欄に掲げる額
2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等 の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年におけ る年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、 同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ 資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円 ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年に おける年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五 百万円(その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円) を加算した金額(その加算する金額の合計額が七千万円を超える 場合には、七千万円を加算した金額)として、同項の規定を適用 する。	それぞれ同表の下欄に掲げる額
3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外 の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えるこ とができるない。	六千万円以上 二千万円以上 六千万円未満 二千万円未満
4 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附 については、適用しない。	七百五十万円 一千五百萬円 三千萬円
5 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三 号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費 の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令 で定める。	

(量的制限等に違反する寄附等の受領の禁止)

第二十二条の三 何人も、第二十一条の二第一項、第二十一条の三
第一項、第二十二条第一項若しくは第二項又は前条の規定のいずれかに違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

〔削る〕

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

(寄附の質的制限)

第二十二条の三 国と契約金額が一億円以上の契約の当事者である会社その他の法人は、当該契約の成立した日から当該契約の終了の日後一年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第五項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第五項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3 国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

4 前三項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、

地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号ロの規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対しても

る政治活動に関する寄附について準用する。

- 一 地方公共団体と契約金額が一億円以上の契約の当事者である会社その他の法人
 - 二 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人
 - 三 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人
 - 6| 何人も、第一項から第三項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。
 - 7| 何人も、第一項から第三項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。
- 第二十二条の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。
- 2| 何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。
- 第二十二条の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である政團から、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

〔削る〕

（外国人等からの寄附等の受領の禁止）

第二十二条の四 何人も、外国人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である政團から、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

第二十二条の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である政團その他の組織（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定期株主総会において議決権行使することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百二十四条第一項に規定する基準日（以下この項において「定期株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定期株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定期株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの）から、政治活

2 5	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔削る〕	
〔第二十二条の六〕	〔政治資金団体に係る寄附の方法の制限〕	〔本人の名義以外の名義等による寄附等の制限〕	〔第二十二条の五〕	〔第二十二条の五〕	〔第二十二条の五〕	〔第二十二条の五〕
〔第二十二条の六〕	〔政治資金団体に係る寄附の方法の制限〕	〔第二十二条の五〕	〔第二十二条の五〕	〔第二十二条の五〕	〔第二十二条の五〕	〔第二十二条の五〕
2 5	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(会社等の政治団体に対する寄附等の指示の制限)

第二十二条の六の二 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役職員又は構成員に対し、雇用その他の関係を不適に利用して、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことと約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体に対し、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならない。

(寄附等のあつせんに関する制限)

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附又は対価の支払のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附又は対価の支払をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附又は対価として支払われる金銭等を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に係る告知)

第二十二条の八 「削る」

① 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

(会社等の政治団体に対する寄附の指示の制限)

第二十二条の六の三 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役職員又は構成員に対し、雇用その他の関係を不適に利用して、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことと約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体に対し、政治活動に関する寄附をさせてはならない。

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払の支払を受けてはならない。

2 「同上」

3 何人も、政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、一の政治資金パーティーにつき、百五十万円を超えて、当該政治

〔削る〕

4 第二十二条の三から第二十二条の五まで、第二十二条の六第一

- 項及び第三項並びに前二条の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条の三から第二十二条の五まで、第二十二条の六第一項及び第三項並びに第二十二条の六の三の規定中「政治活動に関する寄附」とあり、及び「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附」とあるのは「、対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。
- 5 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

第二十四条 次の各号の一に該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮

又は五十万円以下の罰金に処する。

一（三）〔略〕

四 第十六条（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領收書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明細書

を保存しない者

五 第十六条（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領收書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明

細書に虚偽の記入をした者

六・七 〔略〕

第二十六条 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の禁錮

第二十六条 〔同上〕

一（三）〔同上〕

四 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、

領收書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明

細書を保存しない者

五 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明

細書、領收書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明

細書に虚偽の記入をした者

六・七 〔同上〕

又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項、第二十二条の三第一項若しくは第二項又は第二十二条の二の規定に違反して寄附又は対価の支払をした者

〔削る〕

二 第二十二条の三の規定に違反して寄附又は対価の支払を受けた者

第三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の三第六項の規定に違反して寄附又は対価の支払をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の五第三項の規定に違反して寄附又は対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の五第一項の規定に違反して寄附又は対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の六の二の規定に違反して寄附又は対価の支払を受けた団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者

〔削る〕

〔削る〕

第三十六条の二 〔同上〕

一 第二十二条の三第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の三第六項の規定に違反して寄附又は対価の支払をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第三十六条の二 〔同上〕

一 第二十二条の三第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした者

二 第二十二条の三第六項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の三第七項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の六第一項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の六の三の規定に違反して寄附を受けた団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者

〔削る〕

四の二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の三第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五の二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の三第六項の規定に違反して対価の支払をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当

〔削る〕

〔削る〕

第二十六条の三 第二十二条の八第一項の規定に違反して告知をしなかつた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

該違反行為をした者)

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の三第七項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

七 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払をさせた団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者

第二十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の八第二項の規定に違反して告知をしなかつた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の四第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

七 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の四第二項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附又は対価の支払のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として當該違反行為をした者）
〔削る〕

二・三 〔略〕

第二十六条の五 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附又は対価として支払われる金銭等を集めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として當該違反行為をした者）は、二十万円以下罰金に処する。

〔削る〕
〔削る〕

第二十六条の四 〔同上〕

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として當該違反行為をした者）
二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として當該違反行為をした者）

三・四 〔同上〕

第二十六条の五 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として當該違反行為をした者）は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附を集めた者
二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めた者

第二十八条の二 第二十三条、第二十六条第二号、第二十六条の二第三号及び第二十六条の四第二号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の五第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

〔事務の区分〕

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第

第二十八条の二 第二十三条、第二十六条第三号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の四第三号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

〔事務の区分〕

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第

十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の五第五項(第二十二条の六第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされて いる事務

2
〔略〕
一・三
〔略〕

十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の六第五項(第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされて いる事務

2
〔同上〕
一・三
〔同上〕

三 稟税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）〔第三条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案〔公布後一月施行〕

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得
税額の特別控除）

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から平成二十六年十二月三十日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除く。）（第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）次項において同じ。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に關してされたもの（次項において「選挙運動に関する寄附に係る支出金」という。）で同法第百八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「超えるときは、その超える金額を」とあるのは「超えるときは、それらの超える金額の合計額を」と、

〔二〕 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計

現 行

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得
税額の特別控除）

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から平成二十六年十二月三十日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）次項において同じ。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に關してされたもの（次項において「選挙運動に関する寄附に係る支出金」という。）で同法第百八十九条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に關してされたもの（次項において「選挙運動に関する寄附に係る支出金」という。）で同法第百八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額)

二 五千円

とあるのは

「一 その年中に支出した租税特別措置法第四十一条の十八第一項の規定により特定寄附金とみなされた支出金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 千円

三 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から第一号に掲げる金額を控除した金額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から第一号に掲げる金額を控除了た金額）

四 五千円から第一号に掲げる金額（当該金額が千円を超える場合には、千円）を控除した金額

とする。

一 政治資金規正法第三条第二項に規定する政党

二 政治資金規正法第五条第一項第二号に掲げる政治資金団体

三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの（同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。）

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職（口において「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

口 特定の公職の候補者（公職選挙法第八十六条から第八十六

〔同上〕

条の四までの規定による届出により公職の候補者となつた者をいう。）又は当該公職の候補者となるうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

2 個人が指定期間内に支出した前項各号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金及び選挙運動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び公職選挙法第百八十九条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額の合計額を加算した金額が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額。以下この項において同じ。）が千円（その年中に支出した当該特定寄附金の額がある場合には、当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額。以下この項において「特定控除額」という。）を超える場合には、その年分の所得税の額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額から特定控除額を控除して得た金額（以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

一 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が五万円以下である場合 当該政党等に対する寄附金の額の合計額

二 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が五
から特定控除額を控除した金額

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金（前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）の額の合計額を加算した金額が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額）が五千円（その年中に支出した当該特定寄附金の額がある場合には、五千円から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

〔新設〕

3
6 ロイ万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

「略」
した金額の百分の三十に相当する金額

円から特定控除額を控除した金額

五万円から該政党等に対する寄附金の額の合計額から五万円を控除

3
6 〔新設〕
〔同上〕

四 政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）（抄）〔附則第十条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

附 則	改 正 案〔公布後一月施行〕	現 行
第九条及び第十条 削除	第九条 削除 （見直し）	第十条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対しても寄附のあり方について見直しを行うものとする。

五 政治資金規正法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百三号）（抄）〔附則第十一条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

現 行	附 則 （検討）	改 正 案〔公布後一月施行〕	附 則
			第十五条 削除

第十五条 新政治資金規正法第二十二条の五の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

六 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）〔附則第十二条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案〔公布後三年施行〕		現 行 （特定の寄附の禁止） （特定の寄附の禁止） （同上）
（特定の寄附の禁止） 〔略〕	（特定の寄附の禁止） 〔削る〕	
		<p>第百九十九条〔略〕</p> <p>第百九十九条〔削る〕</p> <p>2 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るもの）を除く。)を受けている場合において、当該融資を行なつている者が、当該融資につき、衆議院議員及び参議院議員の選挙にしては国から地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する権利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下この条において同じ。）を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して一年を経過した日（当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。</p>
		<p>（寄附の制限違反）</p> <p>第二百四十八条 第百九十九条に規定する者が同条の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 〔削る〕</p> <p>（寄附の制限違反）</p> <p>第二百四十八条 第百九十九条第一項に規定する者（会社その他の法人を除く。）が同項の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 2 会社その他の法人が第二百四十九条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p>